
うるま市包括的民間委託導入基本方針

【 道路・公園 】



令和7年5月
うるま市

目次

1. はじめに.....	1
2. うるま市の道路・公園を取り巻く環境	2
3. 道路・公園の維持管理における課題への対応	7
4. 基本方針	8
5. 包括管理事業の期待効果	11
6. 将来目標・スケジュール	12
7. おわりに	13
8. 参考：包括管理モデル事業	14

1. はじめに

昨今、道路や公園などの社会インフラの老朽化が進んでおり、今後さらなる維持管理の負担増が全国的に懸念されています。うるま市もその例外ではなく、従来の事後保全型の維持管理では、対応が必要な施設が増えるにつれ、対策の先送りを招き、安全・安心な施設利用が困難となる恐れがあります。加えて、近年は自然災害の頻度が増加しており、大規模な台風や集中豪雨による被害が発生するなど、災害時の迅速な対応も求められています。

また、維持管理業務を担う市内の建設業者については、企業数や職員数の減少が続いており、特に主要業種である土木分野においては深刻な人手不足が顕在化しています。この状況が続けば、地域のインフラ維持を担う人材が不足し、適切な維持管理が行えなくなることで、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。

このような課題に対応するため、うるま市では、維持管理の合理化・効率化、官民連携による維持管理体制の再編成、持続可能な仕組みづくりを進める必要があります。その実現に向けて、「包括的民間委託」の導入を検討し、モデル事業を通じて段階的に市全域への展開を目指していきます。

本資料は、包括的民間委託の導入に向けた検討内容と今後の方向性を整理し、維持管理体制の検討・実施に向けた方針を示すものです。

2. うるま市の道路・公園を取り巻く環境

2.1 インフラ施設の現状

1) うるま市の道路と公園

本市の人口は約 12 万 7 千人(令和 7 年 5 月 1 日時点)で、県内では 3 番目^{※1}に多いまちです。平成 17 年の 2 市 2 町の合併により市域が拡大し、総面積は約 87k m²と沖縄本島内では名護市、国頭村に次ぐ広さとなっています。

沖縄本島中部の東海岸に位置する本市は、那覇市から約 25km の距離にあり、丘陵地の広がる石川地域と、金武湾及び中城湾の両湾に接する具志川地域・勝連半島の地勢に加え、東方海上には有人・無人の 10 の島々があり、そのうちの 5 島は海中道路や架橋で結ばれています。市域は東西に約 21km、南北に約 18km と広がっており、市内の移動には時間的負担を伴います。

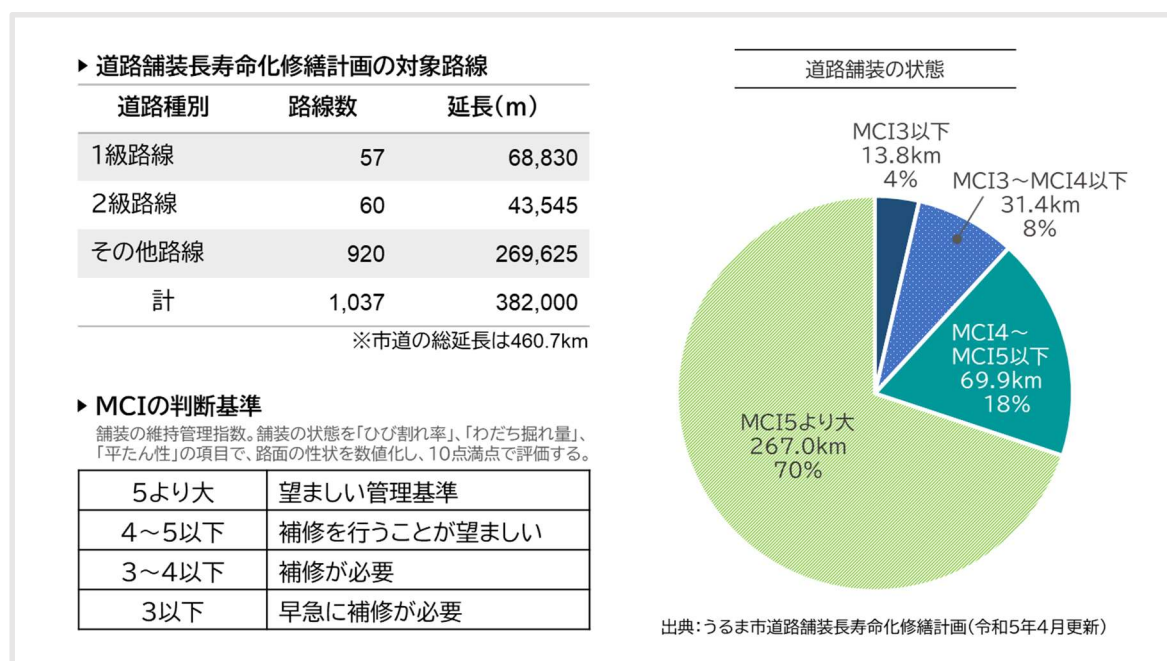
その中で、市道の総延長は約 460km(県内 2 位^{※2})、公園は約 100 箇所(県内 3 位^{※3})と、維持管理すべきインフラが多く存在しています。



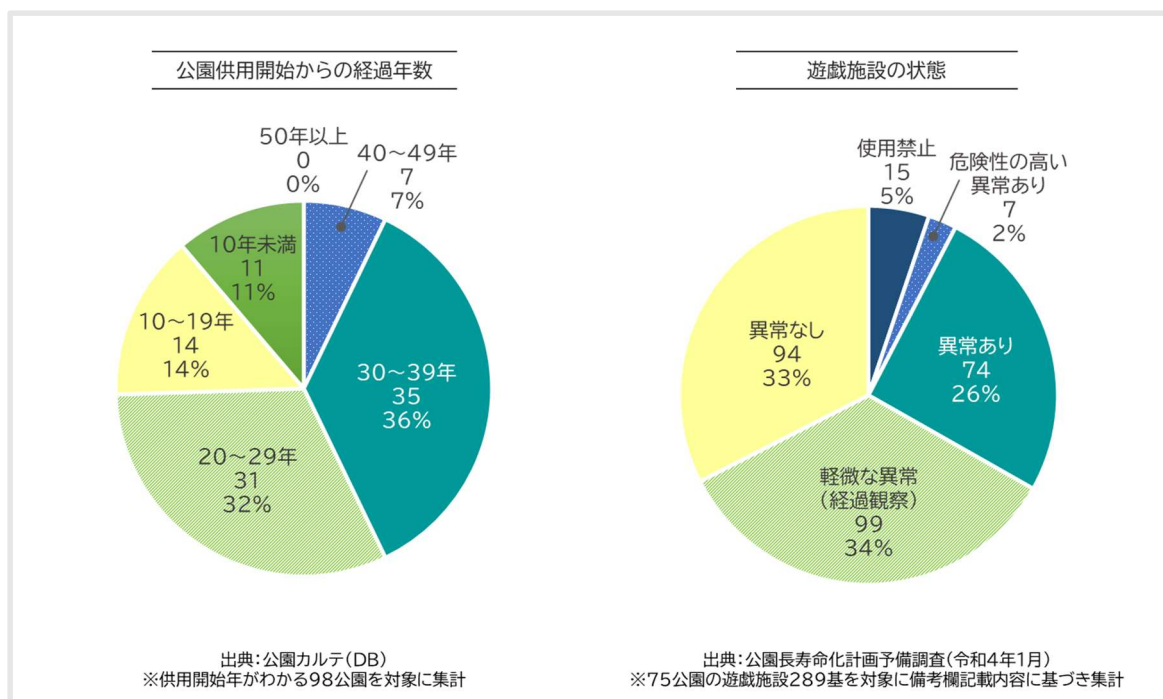
※1. 令和 2 年国勢調査市町村別・総人口 (R2.10.1 確報値)、※2. 令和 4 年度 道路施設現況調査書(沖縄県土木建築部)市町村別内訳 (令和 4 年 4 月 1 日現在)、※3. 令和 6 年度土木建築部要覧(沖縄県土木建築部)都市公園整備状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

2) インフラ施設の老朽化の現状

市道については、令和5年の調査において、「早急に補修が必要」または「補修が必要」と判断された道路の延長は約45kmで、全体の12%を占めています。



また、公園については、供用開始から30年以上が経過しているものが約4割にのぼります。公園の長寿命化計画に基づき順次遊具の更新を進めていますが、令和4年の調査では、5%の遊具が使用禁止、28%に異常が認められ、全体の約3割が修繕や対策を必要とする状況にあります。



注：後述する包括管理モデル事業では、遊具に対する異常への対応は、安全確保を目的とした応急的な対策に限られており、修繕や改修などの対応は含まれておりません。

2.2 市役所の現状

1) 維持管理の作業

道路や公園の維持管理では、年間を通じて定期的に実施する草刈りなどの作業を委託する契約があるほか、個別の案件ごとに委託や工事の発注を行っています。また、軽作業については、市職員や現場班が対応しています。

また、これらの作業に加えて自治会や任意団体が行う草刈や清掃活動の支援を行っています。道路では「道路樹木管理会」による活動、公園では「里親制度」が活用されています。

道路



委託発注

- └ 年間(うるま市シルバー人材センター)
- └ 個別

工事発注

維持管理課職員・現場班 での対応

道路樹木管理会 5団体が活動 ※R7.4.1時点

公園



委託発注

- └ 年間(うるま市シルバー人材センター・福祉作業所)
- └ 個別

工事発注

維持管理課職員・現場班 での対応

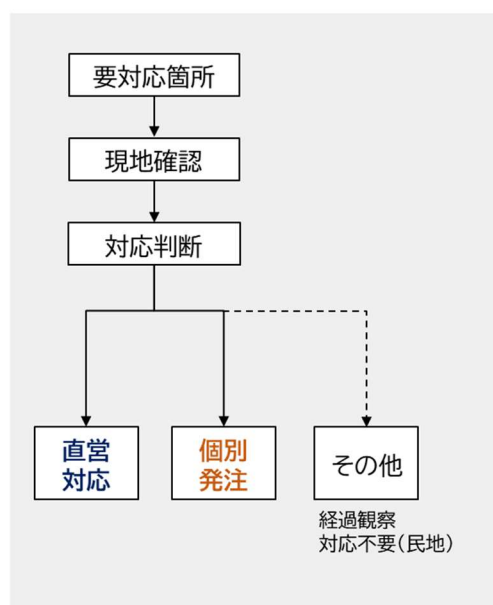
里親制度 35団体が活動中 ※R7.4.1時点

2) 維持管理対応の流れと対応実績

日常の維持管理については、「対応が必要な箇所」や「市民・自治会からの相談・要望」が寄せられた際に、現地を確認し、市職員による対応(直営対応)が可能か、または重機の使用や専門業者による対応が必要で工事や委託(個別発注)を行うべきかを判断しています。

現地確認の結果、緊急性が低く経過観察となるものや、市が対応できない民有地である場合もあります。

令和5年度の実績では、工事・委託による個別発注は360件、直営対応は約1,600件と、非常に多くの案件に対応しています。



個別発注 件数、金額(令和5年度)
※維持管理課発注の道路・公園に係る修繕、委託、工事

360件、約5.8億円

直営対応 件数(令和5年度)
※維持管理課現場班による道路・公園に係る対応件数

約1,600件

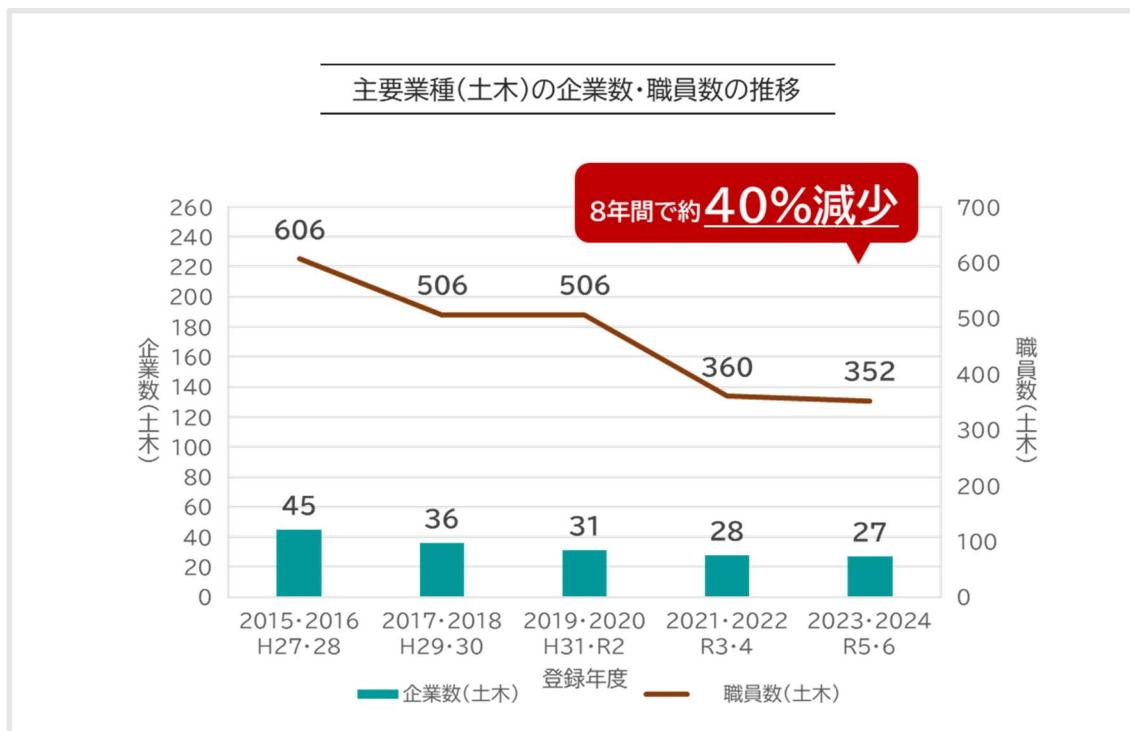
▶ 令和3年度～令和5年度の維持管理業務の対応件数

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	3ヵ年平均
個別発注	件数	211	324	360	298
	金額(百万円)	304	480	586	457
直営対応	件数	1,429	1,687	1,622	1,579

2.3 地元企業の現状

個別発注件数は年間約 300 件にのびますが、その担い手となる地元企業の状況を見ると、市内の建設業者の企業数・職員数は過去 8 年間で約 14% 減少しています。

特に主要業種である土木分野においては、同期間で企業数・職員数ともに約 40% もの減少が確認されており、人材確保や事業の継続性が大きな課題となっています。



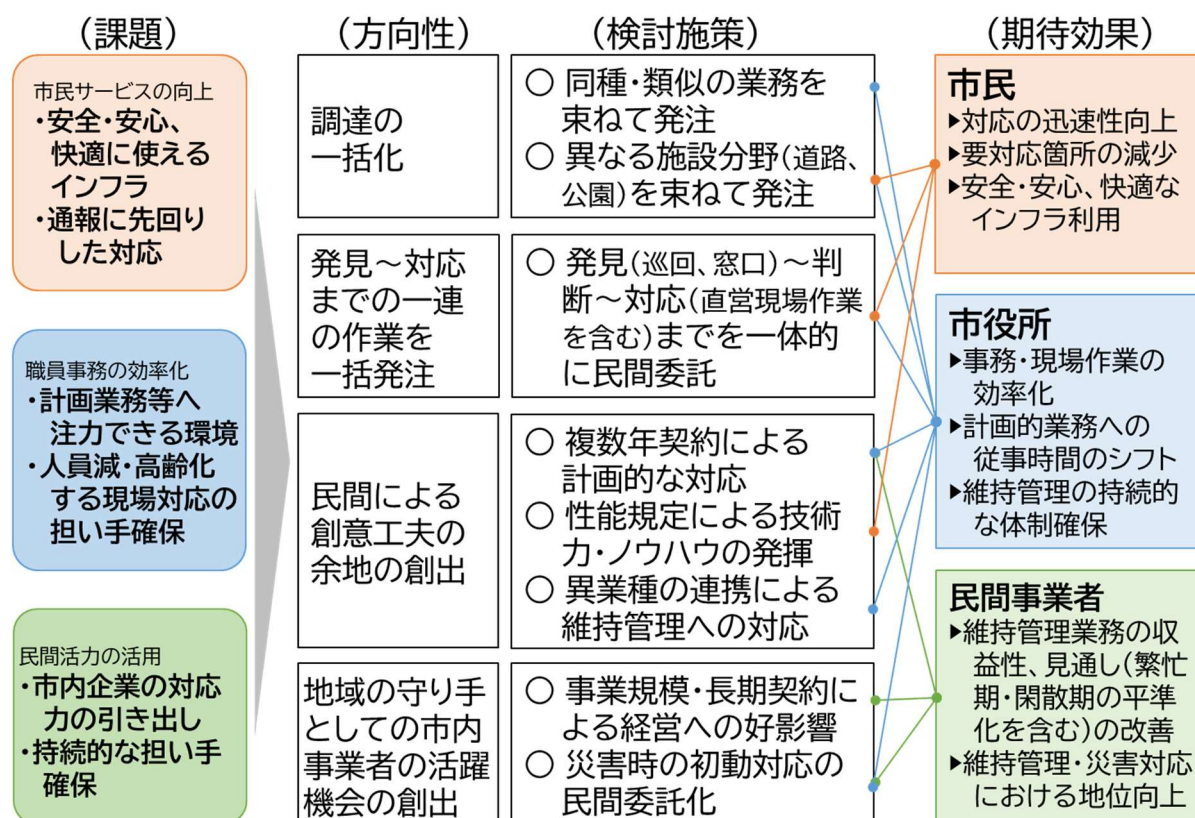
※企業数・職員数ともうるま市入札参加登録者数ベース

3. 道路・公園の維持管理における課題への対応

本市では、安全・安心で快適なインフラの維持や担い手不足への対応、民間活力の活用が課題となっています。

これらの課題に対し、調達の一括化、異常の発見から対応までの一連作業の民間委託、複数年契約・性能規定の導入、地域事業者の活躍促進などの対応策を検討しています。

これにより、市民にとっては対応の迅速性向上、職員にとっては事務の効率化、民間事業者にとっては維持管理業務の収益性や見通しの改善などが期待されます。



< 維持管理の課題と検討施策・期待効果 >

4. 基本方針

4.1 基本方針

本市の現状や課題を踏まえ、市民にとって安心・安全なサービスを持続的に提供するため、3つの基本方針を設定します。

維持管理の合理化・効率化

- ・同じような作業は束ねて発注することで事務手続きにかかる官民双方の負担を縮減します。
- ・公園の作業を行う際に同じエリアの道路も合わせて対応するなど、移動や資機材準備の時間に対する成果量の割合を高めることで生産性の向上を図ります。
- ・複数年契約や性能規定の導入により、民間企業の設備投資や技術・ノウハウの発揮を促すことで対応方法の改善を図ります。

官民連携による維持管理体制の再編成

- ・現在は市職員が担っている現地確認・実施判断や現場作業を発生箇所に近い地元企業に任せることで、広い市域の各地で発生する事象への対応の迅速性向上を図ります。
- ・これまでは個々の企業に依頼していた維持管理に民間企業のチームで対応する仕組みを取り入れ、企業間での分担や連携により緊急的な対応への体制を強化します。

持続可能な仕組みづくり

- ・現業職員が高齢化・減少する中でも民間企業の役割拡大を通じて維持管理のサービスレベルを維持します。
- ・業務が束ねられることによる収益性の向上や複数年契約で経営の見通しを立てやすくなること、閑散期と繁忙期の業務量を平準化できることなどを通じて維持管理業務の魅力を高め、将来に渡って担い手を継続的に確保します。

また、これらが包括的民間委託の導入を通じて相互に作用・循環することで、適切なインフラ維持管理が実現し、市民が安心・安全に利用できる環境を確保するとともに、道路や公園を暮らしの一部として活用し、市民・行政・事業者がそれぞれの役割を果たしながら、地域の維持管理に主体的に関わる仕組みの構築を将来目標とします。

将来目標

市民協働を支えるインフラメンテナンスの実現

目的

基本方針

維持管理の
合理化・効率化

官民連携による
維持管理体制の
再編成

包括的民間委託の導入

持続可能な
仕組みづくり

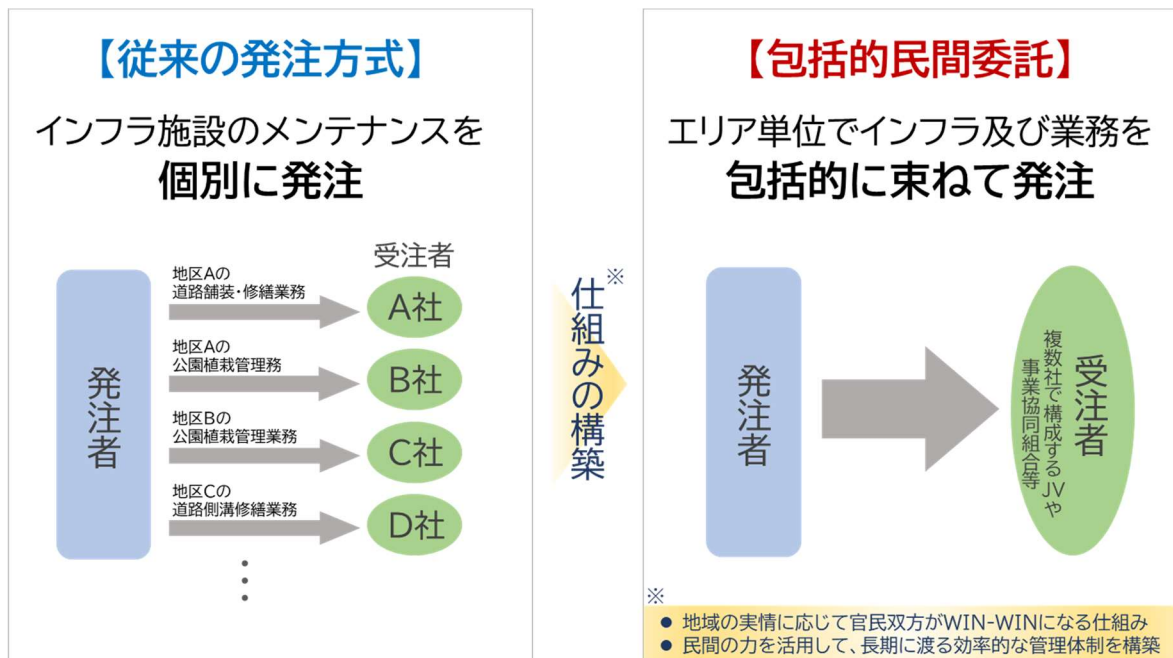
4.2 包括的民間委託

包括的民間委託とは、受託した民間企業が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することです。（引用：国土交通省 HP）



これまでの発注方式では、対応が必要な箇所ごとに見積徴収や設計書等を作成し、それぞれ個別に発注を行っていました。

包括的民間委託では、エリア単位で施設および業務を包括的に束ねて発注し、複数の企業で構成されるJV（共同企業体）などが共同で受注する方式を採用します。また、この仕組みにより、民間のノウハウを活用しながら、長期的かつ効率的な維持管理体制を構築することも重要な目的の一つとなっています。

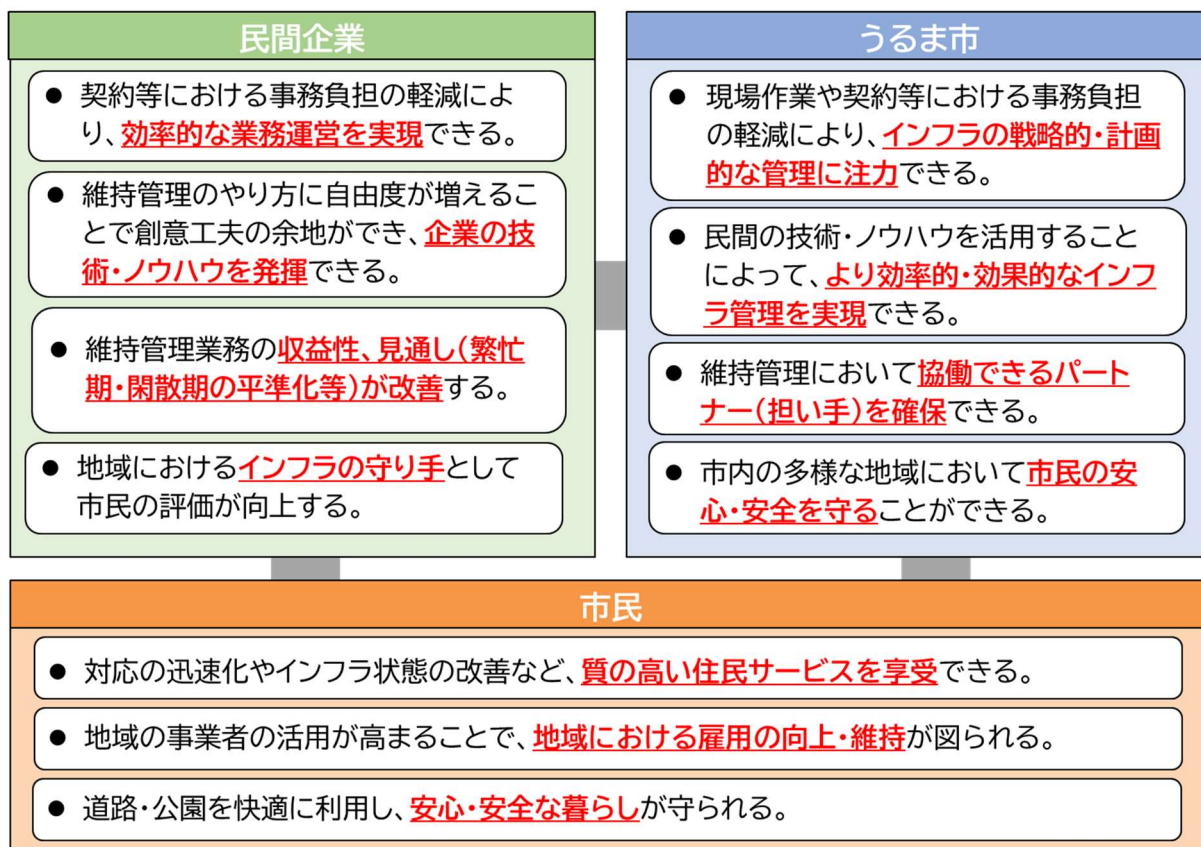


5. 包括管理事業の期待効果

包括的民間委託の導入により、民間企業にとっては、契約事務の簡素化を通じて業務運営の効率化が可能となるほか、維持管理の自由度が増すことで企業の技術・ノウハウを発揮できる機会が広がります。さらに、収益性や業務の見通しが向上し、地域におけるインフラの守り手としての評価も高まります。

うるま市にとっては、現場作業や契約等における事務負担が軽減され、インフラの戦略的・計画的な管理に注力できるようになります。また、民間企業の技術やノウハウを活用することで、より効率的・効果的なインフラ管理が実現し、市民の安心・安全を守ることにつながります。

市民にとっては、インフラの迅速な対応や改善により、質の高い住民サービスを楽しむことができます。また、地域の事業者が活用されることで雇用の向上・維持につながり、道路や公園を快適に利用できる環境が整うことで、安心・安全な暮らしが守られます。



< 包括管理事業の導入による期待効果 >

6. 将来目標・スケジュール

モデル地区の検証を通じて、段階的な拡大や市全域への展開を見据えた取組み方針を設定します。

< 包括的民間委託の導入スケジュールと市全域への展開計画 >

- 令和7年度～令和10年度
特定のエリアでモデル事業を実施し、運用方法や課題を検証
- 令和11年度～令和14年度
モデル事業の範囲を拡大し、さらなる実証・改善を実施
- 令和15年度以降
検証結果をもとに、市全域での本格導入を実施

▶ 段階的な導入・拡大のイメージ

	モデル事業 (R7年度～R10年度)	モデル事業 (R11年度～R14年度)	本格導入 (R15年度～)
	モデル地区での導入	モデル地区の拡大	市全域への拡大(2エリア)
エリアの 拡大・追加			
業務内容	維持管理業務への 性能規定導入	業務・工事の追加検討	業務・工事の追加検討
契約年数	3～4年	3～4年	5年以上

段階的な導入により、運用の最適化を図りながら、安定した維持管理体制の構築を継続的に検討していきます。

7. おわりに

うるま市における道路・公園の維持管理は、老朽化の進行や担い手不足といった課題に直面しています。こうした状況の中、市民に対して安心・安全なインフラを持続的に提供するためには、従来の管理手法を見直し、より効率的かつ持続可能な維持管理体制を構築することが求められています。

本資料では、包括的民間委託の導入に向けた検討内容を整理し、その方向性を示しました。まずはモデル事業を通じて実効性を検証し、段階的に市全域への展開を進めることで、より効果的な維持管理体制の構築を目指します。

本施策を通じて、将来的には事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図ることで、インフラの安心・安全を確保するとともに、長寿命化や維持管理コストの適正化を実現することが期待されます。

さらに、持続可能な維持管理体制の構築により、市民の主体的な参画を促し、行政と市民が協働するまちづくりの推進にも寄与することが見込まれます。

今後も、行政と民間が連携し、市民の皆様にとってより良い維持管理のあり方を追求しながら、市民協働を支える持続可能なインフラ管理の実現に取り組んでまいります。

8. 参考：包括管理モデル事業

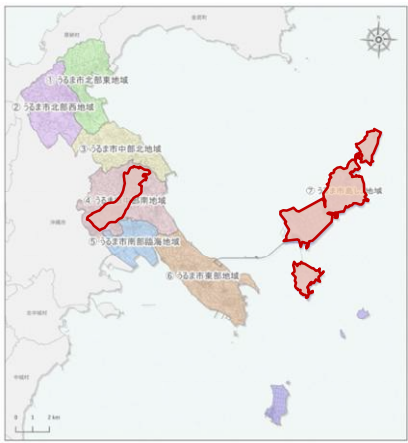
道路と公園を対象とした包括的民間委託は、県内の市町村では初の取り組みとなります。

本市では、まずモデル事業として令和7年度から令和10年度までを事業期間とする「うるま市道路・公園包括維持管理業務(第1期)」の実施を予定しています。

モデル事業の概要は表のとおりで、対象エリアは中部南地域の一部と島しょ地域の一部としています。

また、作業対象は1件130万円未満とし、管理事業者は市内企業で構成するチームの形成を想定しています。

< 令和7～10年度 うるま市道路・公園包括維持管理業務(第1期)の概要 >

業務内容	▶道路・公園・排水路等の維持管理業務、道路・公園施設の修繕、除草・植栽管理 ▶窓口・巡回・マネジメント業務 ▶災害対応業務(緊急巡回・初動対応)	
契約期間	令和7年7月1日～令和11年3月31日	
契約年数	3年9ヶ月	
エリア	中部南地域の一部及び島しょ地域の一部	
民間側体制	共同企業体[JV](3～10者)または事業協同体(組合員4者以上) ※市内に本店等を有する企業で構成	
契約・支払規定	▶1件130万円未満の補修は事業者の判断により実施する性能規定方式導入 ▶業務実施状況をモニタリングにより評価し、要求水準を満たしていれば契約通りの対価を支払う総価契約採用(四半期毎の支払を想定)	

うるま市包括的民間委託導入基本方針 【 道路・公園 】

うるま市 都市建設部 維持管理課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL:098-923-7600 FAX:098-923-7604
